

四天王寺社会福祉研修センター介護職員実務者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
大阪府大阪市天王寺区四天王寺 1-11-18

（目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修として、必要な知識、技術、姿勢等を修得し、地域に質の高い介護サービスを安定的に提供していくため、良質な介護職員を多く輩出できるように研修することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 実務者研修（通信課程）
(1) 研修は通信研修を主体とし、一部面接事業を含むものとする。
(2) 修業年限は6月とする。
但し、有資格者は修業年限を4月以上とし、修了日の短縮を行う。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は、次のとおりとする。
四天王寺社会福祉研修センター 実務者研修

（研修会場）

第5条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。
大阪府羽曳野市学園前 3-2-1 四天王寺大学 介護実習室

（休業日）

第6条 休業日は次のとおりとする。但し、当研修センター所長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。
(1) 年末年始 12月29日～1月5日
(2) 夏季休業 8月13日～8月15日

（受講対象者）

第7条 受講の対象は下記の条件を満たしているものとする。
面接授業を受講可能な者であって、介護福祉士の資格を目指している者

(入学時期)

第 8 条 入学時期は各開講日とする。

(定員)

第 9 条 受講定員は 1 講座あたり 20 名 (1 学級) とする。

(実務者養成研修対象地域)

第 10 条 研修対象地域は、全国とする。

(受講料)

第 11 条 受講料は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料 (税別)
無資格	129,000 円
ホームヘルパー2 級	95,000 円
介護職員初任者研修	95,000 円
ホームヘルパー1 級	83,000 円
介護職員基礎研修	30,000 円

(受講の選考と申し込み手続き)

第 12 条 受講申し込みの手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講希望を電話で受け付ける。
- (2) 指定の申込用紙に必要事項を記入の上、その他の必要書類を添付し、当研修センターに FAX、郵送又は持ち込みにて提出する。希望者が定員を上回った場合は、先着順に受け付ける。
- (3) 指定の期日までに受講料の納入があった者に受講決定通知で通知し、教材一式を発送する。
- (4) 受講予約電話の受付後、7 日以内に申込用紙の送付がない場合、または振り込み予定日を過ぎても無連絡で受講料の入金がない場合は、受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第 13 条 納入された受講料は原則として返還しない。但し、受講申込締切日前に辞退の申し出があった場合は当研修センター規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

受講者からのキャンセル

開講日の2週間前までは全額返金。それ以降は返金しない。

当研修センターからのキャンセル

応募者が申込締切日までに10名に満たなかった場合、休講になる場合がある。その時は受講生に全額返金する。

(受講生の本人確認)

第14条 受講生の本人確認は以下の方法で行う。

(1) 受講決定後、各種書類をもって確認する。本人確認の書類は顔写真の貼付しているものが望ましい。(免許証等)

(2) 通学日ごとに出席簿にサインもしくは押印する。

(研修カリキュラム)

第15条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙1のとおりとする。

(教職員組織)

第16条 研修を実施するにあたり次の教職員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 所長 | 1名 |
| (2) 専任教員 | 1名 |
| (3) 講師 (介護過程Ⅲ) | 若干名 |
| (4) 講師 (医療的ケア) | 若干名 |
| (5) その他の講師 | 若干名 |
| (6) 事務職員 | 若干名 |

(使用教材)

第17条 使用する教材は下記のとおりとする。

介護職員等実務者研修テキスト (株)中央法規出版

介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト (株)中央法規出版

(通信学習の実施方法)

第18条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当センターの定める期日までに科目毎に課題を提出する。

(2) 評価方法

各課題評価は 60 点以上を合格とする。60 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙 2 の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 19 条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に四天王寺大学 介護実習室にて行う。出席を確認するため、受講者は毎回出席簿にサインもしくは押印する。
- (2) 面接授業に出席するためには、当研修センターの定める期日までに通信学習を修了している事を条件とする。

(在籍期限)

第 20 条 在籍期限は 1 年とする。

(退学について)

第 21 条 退学しようとする受講生は退学届を提出し当研修センターの許可を得なければならない。

(休学及び復学)

第 22 条 休学及び復学は次の方法で実施する。

- (1) 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて当研修センターの承認を受けなければならない。
- (2) 休学の期間は最長 6 ヶ月までとし、これを越える場合は退学しなければならない。
- (3) 第 1 項の規定により休学中のものが復学しようとするときは、休学の事由が解消されたことを当研修センターが確認した時に復学することができる。

(賞罰)

第 23 条 次の事由に該当する者は受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
- (2) 学習意欲に欠け修了の見込みがないと認められる者。
- (3) 受講態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で再三の指導にもかかわらずこれに

従わない者。

- (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。
- (5) 在籍期限を超過した者。
- (6) 当研修センターの定める受講料の支払いの規定に反した者。
- (7) その他本学則の目的から逸脱した言動があったと認められる者。

(補講について)

第 24 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

補講にかかる費用は、 1,000 円 / 1 時間 とする。

(研修修了の認定方法)

第 25 条 研修修了の認定方法は次のとおりとする。

(1) 評価方法

- ・ 指定されたカリキュラムの全課程を履修している事
(規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者は当該科目の履修は認められない)
 - ・ 通信学習による課題の提出は期限を厳守している事
 - ・ 通信学習による課題は 60 点以上の得点がある事
 - ・ 実技・演習での技術が修得されている事
- 上記事項に加え、受講態度を総合的に判断する。

(2) 合格基準

A : 85 点以上 B : 70~84 点 C : 60~69 点 D : 59 点未満の 4 段階で評価し、
C 以上の評価基準を満たした者が修了者として認められる。

(修了証明書等の交付)

第 26 条 修了を認められた者に、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 27 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により、指定の手続きを完了した者に再交付を行うことができる。但し、再交付手数料として 3,000 円を申し受けるものとする。

(個人情報の保護)

第 28 条 当研修センターが知り得た受講生に係る個人情報は当法人の定める個人情報保護法に基づき適切に取り扱うこととする。また、受講生が受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 29 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならない措置を講じることとする。

(附則)

第 30 条 この学則は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

別紙 1

履修科目・科目免除一覧

授業科目名	研修名	時間数	無資格者	研修 介護職員 初任者	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修
					3 級	2 級	1 級	
人間の尊厳と自立		5	●					
社会の理解 I		5	●					
社会の理解 II		30	●	●	●	●		
介護の基本 I		10	●		●			
介護の基本 II		20	●	●	●			
コミュニケーション技術		20	●	●	●	●		
生活支援技術 I		20	●					
生活支援技術 II		30	●		●			
介護過程 I		20	●		●			
介護過程 II		25	●	●	●	●		
介護過程 III		45	●	●	●	●	●	
発達と老化の理解 I		10	●	●	●	●		
発達と老化の理解 II		20	●	●	●	●		
認知症の理解 I		10	●		●	●		
認知症の理解 II		20	●	●	●	●		
障害の理解 I		10	●		●	●		
障害の理解 II		20	●	●	●	●		
こころとからだのしくみ I		20	●		●			
こころとからだのしくみ II		60	●	●	●	●		
医療的ケア		50	●	●	●	●	●	●
医療的ケア演習			●	●	●	●	●	●
実務者研修合計時間数		450	450	320	420	320	95	50

備考

- (1) ●は履修科目を示します。
- (2) 地域の団体で実施される研修や介護福祉士学校等を中途退学した者は含めていません。
- (3) 医療的ケアについては、通信 50 時間とは別に面接授業（面接）を行います。
- (4) 喀痰吸引等研修修了者、認知症実践者研修修了者、その他修了認定の対象となる地域研修修了者については科目免除ができます。